

平成二十六年二月十八日受領
答 弁 第 二 二 六 号

内閣衆質一八六第二六号

平成二十六年二月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員柚木道義君提出病院における院内調剤と患者の利便性をはかるとされる病院敷地内門前薬局の
整合性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員柚木道義君提出病院における院内調剤と患者の利便性をはかるとされる病院敷地内門前薬局の整合性に関する質問に対する答弁書

御指摘のような医療機関が院内処方又は院外処方のいずれを選択するかについては、当該医療機関を受診する患者の希望や傷病の状態等を踏まえて、当該医療機関が判断すべきものと考えている。

また、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第十九条第二項第一号及び第二十二條の二第一項第三号において、入院患者の数、外来患者に係る取扱処方箋の数又は調剤数を基に、医療機関に置くべき薬剤師の員数の最低基準を定めているところであるが、お尋ねの「医療機関の薬剤部の人員増加や質の向上」については、医療機関の判断によるところであると考えている。

平成二十六年診療報酬改定において検討中の主治医機能の評価については、外来診療における医療機関の機能分化の更なる推進の観点から、中小病院及び診療所の医師が複数の慢性疾患を有する患者に対し、医療の提供を含めた総合的な健康管理を継続的に行う場合に評価を行うものであり、お尋ねの薬剤師又は薬剤部に関する要件を定めることは考えていない。